

（１）大学・学科の設置理念

①大学

九州栄養福祉大学は昭和 11 年 3 月宇城信五郎・力子夫妻が設立した筑紫洋裁女学院に端を発する学校法人東筑紫学園を母体とする。同学園は実学に重きをおく建学の精神「筑紫の心」を掲げ、昭和 25 年 3 月筑紫洋裁女学院を東筑紫短期大学被服科に改組、高度成長期前後の教育ニーズの高まりを受け同 26 年東筑紫幼稚園を設立、同 29 年 4 月保育科（現・保育学科）、同 33 年 4 月栄養科（現・食物栄養学科）を設置、その後照曜館中学校、東筑紫学園高等学校、九州栄養福祉大学を設置し、現在に至っている。

本学は、平成 13 年 4 月、当時の環境問題、食生活の多様化、増大する生活習慣病、深刻化する高齢化社会、女性の社会進出などを背景に、「食」を通して福祉（幸福）を実現するという方法意識のもと東筑紫短期大学食物栄養学科を一部改組して開学した（食物栄養学部・管理栄養士課程）。

とくに学園設立以来建学の精神としてきた生活実学の思想を重んじ、地域生活者の健康・長寿を守る「食生活の番人」として課程教育のみならず、課程内外での人格教育を重視し、人格・実践力ともに秀でた管理栄養士の輩出に注力してきた。平成 17 年 4 月、九州栄養福祉大学大学院健康科学研究科を設置、管理栄養士養成課程を修了した学生がさらに食と健康について高度な知識と研究手法を学ぶ環境を整えた。

平成 23 年 4 月、本学に九州リハビリテーション大学校を継承するかたちでリハビリテーション学部を開設、引き続き建学の精神に則り「リハビリ」を通して地域生活者の健康生活、福祉を実現するという目的を掲げ、人格・実践力ともに優れた理学・作業療法士を育成してきた。このように本学は、開学以来、生活実学を重んじ、地域の人々の健康や子育てといった実生活を支援する人材育成を使命としている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

私たちの生きる社会はかつてない速度で変化を続け、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の 4 点で特徴づけられている。現在のこどもたちが社会を担う頃には、いわゆるこの VUCA 社会の特質はさらに強まっていると考えられる。彼らには何事にも主体的に向き合い、自ら考え、他者と協力して課題を解決していく力が一層求められることになるだろう。

こうした変化は、時間的にも空間的にもかつては都市部を中心に、あるいは都市部から広まったが、ICT が発達した現在、その時間的・空間的制約はほぼなくなったといえる。このため、社会的資本により乏しい、地方でこそこのような変化に対応し得る人材の需要は高まるであろう。本学が位置する北九州都市圏でも同様のことがいえる。

本学の併設校である東筑紫短期大学は終戦直後から地域社会に万余の教育者・保育者を送り出してきた。いまこの先を見通しづらい時代に直面し、本学は東筑紫短期大学が掲げる建学の精神・生活実学と長年にわたる人材育成の方法意識・実績に加え、この時代に対応すべく幅広い視点から物事を考え、人間性と技量を有する、すなわち何事にも主体的に向き合い、自ら考え、他者と協力して課題を解決していく力をもった教育人材を育成し、地域に輩出することを目的にこども教育学部こども教育学科を設置する。

（２）教員養成の目標・計画

①大学

九州栄養福祉大学では、設置の理念で述べた通り、社会環境の変化が大きく、それに伴い知識や技術が急速に陳腐化する社会において、何事にも主体的に向き合い、自ら考え、他者と協力して課題を解決していく力をもった教育人材を輩出したいと考えている。この力は、自らとその置かれた状況を深く振り返る省察力とその省察を現実に変元できる適応力、柔軟性であるともいえる。それは、周囲の状況に応じて何者にでも変化し得る胚細胞の能力に例えることができる。

この胚細胞の時期を人間の発達段階に置き換えるならば、いわゆる幼児期・学童期にあたり、わが国学制においては幼稚園や小学校、あるいは学制以外の制度では保育園に相当する時期であると考えられる。

一方、この時期は、フィリップ・アリエスが『＜子供＞の誕生』で描き出したように、社会の近代化に伴い登場した新たなカテゴリである。通常それは、これまで考えられてきた人間の諸段階の中に、将来に備え保護・育成すべき存在として新たな社会的カテゴリが組み込まれたことを意味する。産業革命以後、この新たな社会的カテゴリは産業の発展に必要な良質な労働力を生み出すという観点と結びつき、それが公教育という制度を発達させ、ひいてはわが国における学制の誕生にもつながった。

しかし、反対に言えば、この新たなカテゴリは人為的、社会的な産物であり、この変動の激しい時代においては絶えずより広範なスパンでとらえ直す必要があるであろう。本学では、この時期を何者にでもなり得る準備時期として、より広いライフステージを対象とするために、「子供」ではなく、「こども」という呼称を使用する。

このように「こども」をより広く、より様々な対象を含むものとして捉えたときに、何者かになろうとする柔軟な力を発揮させ、見守るには、それ以上の力量が求められる。このため、本学ではそのような力をもった教育者の資質能力として、「こども」を生涯にわたって成長・発達するものと捉え、その発達と成長を見守ることを可能にする基礎的・本質的な知識と実践力を有し、かつ自らが「こども」と社会の変化に対応するため、つねに自ら学び続け成長しようとする姿勢を有した教育人材の育成を目標とし、こども教育学部こども教育学科を設置する。

こうした本学の目標を達成するために、教職課程の立ち上げと並行して、これまで培ってきた地域の教育機関とのネットワークや交流を基盤に、教育・研究・人的交流を通じて地域に活気を生み出す組織となることを計画している。この教育の過程において、こどもの育ちという包括的視点から保幼小のみならず、中学校・高等学校や地域の保護者・住民や行政、企業といった様々なステークホルダーの媒介者として地域におけるこどもの育ちの核となる組織となるよう計画している。

具体的には、令和５年度、九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学に地域連携センターが発足したことを受け、同センターを基盤に本学のみならず本学園が保有する資源の全体を活用しながら、地域の人々や企業、行政と各種企画を実施していく予定であり、地域の教育や子育ての中核となり得る組織を目指す。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

こども教育学部こども教育学科では、我々が「こども」と呼ぶ自我形成期にあたる学童期の教育環境は、今後の教育効果に大きな影響を及ぼすと考え。制度的にも、学童期は幼稚園や保育園から体系的な教育システムである学制への移行期にあたり、この時期の「こども」たちに与える影響は以後の様々な面における教育的効果を左右するといっても過言ではない。

このため、本学部は、近年重視されているインクルーシブ教育や社会的共生、主体的な学びの姿勢を育成するため、いわゆる教職科目・保育士養成科目のみならず、キャリア教育から（プレ）ゼミナール、卒業研究に至るまで教育専門職として自ら考え、課題を解決する力を養うと同時に、ボディパーカッションや特別支援教育に関する科目、地域と学校のつながり、制度や理念における学校間のつながり、教育の社会的効果や意義を学ぶ科目群を配置し、現代の教育的課題を広くかつ掘り下げて学ぶことができるよう課程を編制した。具体的には、こども期に相当すると考える幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校一種免許状、保育士資格の計4つの免許・資格種が取得できる教育課程を開講する。

また、本学では課程外での学修も重視していることから、本学が実施する各種行事教育のみならず、本学部としても様々な研修や企画を立案することにより、教員や所属学生の教育現場に対する省察力や現場に即した柔軟な対応力の底上げを計画している。例えば、令和7年度には、教職専任教員就任予定者が中心となり九州地区小学校特別活動研究大会を計画している。同大会では、九州地区全域から現職の小学校教員を招き特別活動における各種取組や課題が報告され、それに対して議論が交わされる予定であり、併設短大・学部の教職課程担当者、本学部も含めた学生の参加も見込まれている。今後も教職専任教員を中心としてそれぞれの専門分野において同種の企画を計画、定期的の実施する予定である。

これらの活動は、地域の教育関係者だけでなく、地域住民や本学・他大学問わず学生の積極的な参加を求め、本学部として地域の教育研究活動における拠点化を目指している。加えて、併設する短期大学・附属幼稚園では定期的に子育て支援事業を実施しており、講師派遣や所属教員・学生の積極的な参加を計画している。

（3）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

①幼稚園教諭一種免許状教育課程

現在では、少子高齢化が進展するに及び、就労世代が減少、地域の幼児教育・保育に対するニーズと踵を合わせ一子にかけける教育的資源は増大の一途を見せ、かつ教育内容面ではこどもや家庭の在り方が多様化することで保育者には一層高い資質・能力が求められるにいたっている。

このため、教育職員免許法施行規則に定める領域に関する専門的事項、領域及び保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目、第66条の6に関する科目ほか各欄に示される指定科目と単位数を充足させ、教育人材として基盤的な力の修得を図った。

幼稚園教育の核となる「領域」分野においては必修2科目を増設、「領域のねらい・指

導法」は幼稚園教育要領の根幹となる領域分野の初学者が幼児教育をスムーズに学修できるよう領域科目がもつ意義を科目横断的に教授し、また「こどもの表現（総合劇演習）」では領域「表現」の演習時間を増やすほか、本課程で学んだことを活かし園や学級での行事やイベントを学生自ら企画立案実行する力を養う目的で設定し、基礎力の底上げを図っている。

また、本学ではインクルーシブ教育に力を入れる観点から特別支援教育学校一種免許状の課程科目である「障がいと教育」を必修科目とするほか、併設する保育士養成課程における「社会的養護Ⅰ・Ⅱ」や大学独自に設置する科目として「ボディパーカッション教育Ⅰ・Ⅱ」などを履修することでより広範な視点から共生社会とその課題について学べるよう工夫するほか、「保幼小連携論」や「学級経営論Ⅰ・Ⅱ」などを開講し、現場での対応力・実践力涵養にも注力している。

②小学校教諭一種免許状教育課程

幼稚園教諭一種免許状取得課程でも記載した通り、少子高齢化の進展は教育現場に多様な影響を及ぼしている。とりわけ、自我形成期と重なる学童期の教育環境は大きな影響を及ぼすと考えられる。制度的にも、学童期は幼稚園や保育園から体系的な教育システムである学制への移行期にあたり、小学校教諭の果たす役割は以後の様々な面における教育的効果を左右するといっても過言ではない。

現状では少子化により学童人口が減りつつある一方、小学校教諭に求められる役割が増大したことで、同教諭は敬遠される職業となりつつある。また、社会の多様化が進み、学術的・経験的知見の蓄積により、既述の通り、学童期の発達も一様ではないことが明らかとなっている。

このため、幼稚園教諭一種免許状と同様、まずは教育職員免許法施行規則に定める教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、第 66 条の 6 に関する科目ほか各欄に示される指定科目と単位数を充足させ、教育人材として基盤的な力の修得を図った。

加えて、いわゆる図画工作、音楽、家庭科科目において演習系科目を 10 単位分増設し、指導技術の向上を図ると同時に、こうした非言語的コミュニケーションを通じた感情の共有や分かち合いを経験することで、コミュニケーション能力の向上を図っている。その他、幼稚園教諭一種免許状で述べたインクルーシブ教育に注力するだけでなく、自我が発達してくるこの時期に対応すべく「生活の中のジェンダー」などより多様な背景をもったこどもについて学修するほか、「こどもと学校」、「教育社会学」などを開設することで、教育が置かれた状況を幅広く学修できるよう工夫している。

なお、今後 ICT 教育がますます重要となることを鑑み、本学では併設学部「食環境データサイエンス学科」を設置届出中であり、本学部開設にあたっては、「Society5.0 の世界」、「AI・データサイエンス入門」、「デジタルメディアリテラシー」などの科目を共通開設とするほか、希望に応じて一部の同学科専門科目の履修を認める予定である。

③特別支援学校教諭一種免許状教育課程

平成 25 年 6 月には「障害者差別解消法」が制定され、「障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求める法的な枠組みが定められた。この規定は、障害のある幼児・児童・生徒が困難な状況を認識し、困難を改善・克服するための必要となる知識、技能、姿勢及び習慣を身に付けるとともに、自己が活動しやすいように主体的に環境や状況を整える態度を養うことが大切であるということを示している。また、学校教育においては、障害のある幼児・児童・生徒が他の幼児・児童・生徒と平等に教育を受けられるようにするために、障害のある個々の幼児児童生徒に対して、必要かつ適当な変更・調整という配慮を行わなければならないことも示されている。

こうした法的背景に加え、社会の多様化と変化が加速度的に進む中、誰しものが自立し、よりよい社会と幸福な人生の担い手となり持続可能な社会形成に参画することが求められている。このため、学校教育の現場では、障害の有無に関わらず、人間を集団ではなく、一人ひとりが異なる生活背景や立場を有する存在として向き合うことが重要となっており、こうした教育はいじめや不登校にも大きな教育的効果があるとされている。

よって本学部では、人間の多様な価値観と在り方を尊重し、自立・共生・持続可能な社会の担い手たる将来世代を育む力量を有する特別支援学校教諭を養成し、地域や社会、国家の要請に応えたい。

このため、特別支援学校教諭一種免許状課程では、免許法施行規則に係る法定科目に関しては幼稚園・小学校教諭一種免許状課程と同様、所定科目と単位数の履修を優先することで確かな基盤力を養う。同科目群においては「発達障害児教育総論」においていわゆる重複障害や ADHD など近年増加しているケースについて専門的に学修することで確かな対応力が身に付くよう図っている。

科目配当については、基礎免許状を小学校一種免許状としていることから、同免許状で本学部が目指す教員像について十分に学修した後、3 年次以降を中心に専門的な課程教育を実施する計画である。加えて、「生活の中のジェンダー」や「ボディパーカッション教育Ⅰ・Ⅱ」など大学が独自に設定する科目に障がいや多様な背景をもったこどもを意識した科目を設定するほか、既述の保育士課程科目も積極的に履修することで、対象に対する深い理解とそれに対応する柔軟な指導力を養成する計画である。

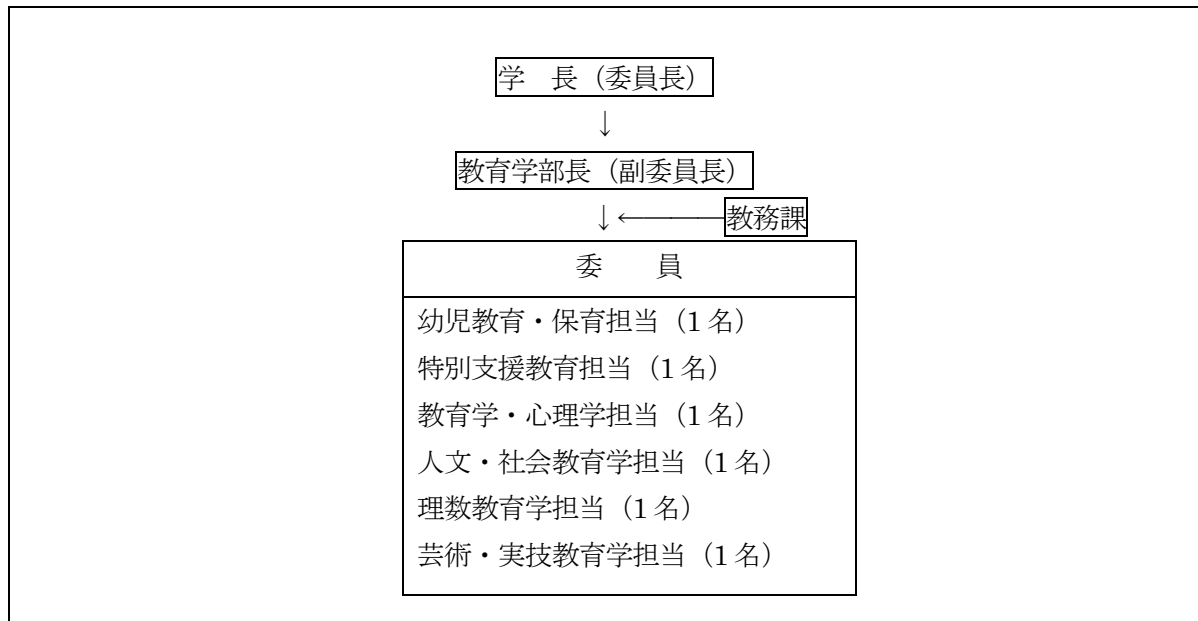
なお、課程外ではあるが、併設する東筑紫短期大学保育学科には介護福祉士の国家資格取得を目指す専攻科があり、同課の教員と様々な活動を通して交流することで、若年・高齢を問わず、障害に対する理解を深めることを計画している。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

組織名称：	九州栄養福祉大学教務委員会
目 的：	1) 学生の身分の取扱い（懲戒を除く）に関すること。 2) 卒業及び終了に関すること。 3) 特別聴講学生，科目等履修生及び研究生等の受入れに関すること。 4) 学生交流協定に基づく派遣・受入れに関すること。 5) 既修得単位等認定単位に関すること。 6) 休学，復学及び進学等に関すること。 7) 各種実習に関すること。 8) 単位互換制度の運用に関すること。 9) 授業日程に関すること。 10) 学習支援（履修指導等）に関すること。 11) 教養教育の授業実施に関すること。 12) 教員研修留学生に関すること。 13) 担当業務に係る年度計画及び自己点検・評価に関すること。 14) その他教務に関すること。
責 任 者：	学長
構成員（役職・人数）：	学長 教育学部長 幼児教育・保育担当（1名） 特別支援教育担当（1名） 教育学・心理学担当（1名） 人文・社会教育学担当（1名） 理数教育学担当（1名） 芸術・実技教育学担当（1名）
運営方法：	教務委員会は，九州栄養福祉大学教授会に置き，教務委員会の事務は，教務課において処理する。委員会は，学長以下，学部長，こども教育学部から選出された委員 6 名で組織する。委員の任期は，2 年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。委員会は，学長を委員長とし，教育学部長を副委員長とする。委員長は，委員会を招集し，その議長となる。副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聞くことができる。委員会は，委員の 5 分の 3 以上の出席をもって成立し，議事は，出席者の過半数により決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

福岡県教育委員会、福岡市教育委員会、北九州市教育委員会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会との間で連携協力協定を締結し、福岡全県下の教育委員会と教員養成、教員研修、人事交流、連携事業及び調査研究などをおして教育の充実と発展に貢献する。

<主な取り組み>

- ・北九州市及び近隣の自治体を中心に教育関係者の資質・能力向上のため、本学の人材養成機能や最新の研究成果を最大限に活用して教員研修の充実に寄与する。
- ・教育現場からの期待に応えるため、本学の潜在的な資源（シーズ）の発掘・活用に努める。
- ・大学全体として、北九州市及び近隣の自治体のニーズに対応する。
- ・教師を志す者を着実に確保していくために、教育委員会と連携して教師の魅力を発信する。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称：	TA 体験実習
連携先との調整方法：	大学1年で1週間、連携協力校の学級担任の補助をしながら学校現場について体験的に学ぶ。
具体的な内容：	学級担任の一日の仕事を観察したり学校行事等の支援をしたりして、学級担任の仕事を体験的に学ぶとともに、教師の魅力を感得する。 ・学級担任の仕事を観察する。 ・学級担任が行う業務を支援する。 ・学校行事（運動会や文化祭 等）の教師の仕事を支援する。

取組名称：	TA インターンシップ実習
連携先との調整方法：	大学 4 年前期 15 回（一日 8 時間）、連携協力校の学級担任のサポートをしながら学級担任の業務に対する実践的指導力を学ぶ。
具体的な内容：	連携協力校や園と綿密な打ち合わせを行い、前期 15 回を学級担任や学校が補佐を必要とする日に行けるようにする。主に、ゼミナールや卒論指導の時間を指導教員と調整しながら学校に行けるようにする。 ・給食指導や清掃指導などの児童に対する指導を行う。 ・週あたり 1 時間の学級活動や道徳の時間の指導案を作成し指導を行う。 ・学級担任の児童に対する生徒指導の在り方を観察し、そのねらいや具体的な指導法について指導を受ける。 ・学級担任の学級事務を具体的に補佐する。

Ⅲ. 教職指導の状況

こども教育学部こども教育学科では、これまで、建学の精神を踏まえ各種行事教育と専門教育科目とを併せて修得することにより人格・実践能力ともに秀でた人材の養成、食を通して福祉を実現するという理念のもとに、食育教育や農園実習等を通し地域社会の健康・長寿社会に貢献できる人材の育成、データサイエンス分野が社会的重要性を増していることに鑑み、併設学部と連携し ICT 技術に秀で、多様な教育能力を有する人材の育成に努めてきた実績を基盤に、同一学部内に四つの国家資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状、保育士資格を取得するための各課程を備えていく。

そのため、以下のような教育内容と教育方法に基づき、教育に対する基礎、教育に関する専門、共生社会における教養および自ら探究する学びを体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を実施する。具体的には、1 年次には、主として子供の教育に必要なルールや法則について学ぶ基礎的科目を履修するようにする。また、2 年次には、主として教育や保育に関する専門的な理論と実践について学ぶ専門的科目を履修し、さらに、3 年次には、1 年次、2 年次の学びに基づいた教育実習を行いリフレクションを行う。そして、4 年次には、本学部（学科）での学びの集大成として、自らテーマを設定し卒業論文に取組み発表する。

このような学修や実習を通して、以下の知識・能力・資質等を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するものとする。一つは、子供の生涯にわたる成長および発達、それに関わる保育と教育について原理的な知識と理解を修得している「教育に対する基礎的理解」であり、二つ目は、子供の教育に関する新しい展望と課題について様々な角度から学修し、教育学・保育学分野の専門的知識と技能を修得している「教育に関する専門的理解」である。三つ目は、誰もが積極的に社会参加・貢献できる社会構築に向けた課題を理解し、それらに適切に対処できる技能を修得している「共生社会において身に付ける教養」であり、四つ目が、生涯にわたって自律的に学び続け、教育者として自ら成長していくためにテーマを設定し、課題を解決する探究的な学びを修得している「主題を立て自ら探究する学び」である。

様式第7号ウ

<こども教育学科> (認定課程: 小一種免)

(1) 各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	1) 教職に関する原理的な内容を理解している。 2) 子供たちの情報活用能力を育成するための指導法を理解している。
	後期	1) 幼児及び児童の心身の発達の概念及び教育における発達理解の意義を理解している。 2) 公教育の原理及び理念を理解している。
2年次	前期	1) 学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。 2) 学校における教育相談の意義と課題を理解している。
	後期	1) 学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。 2) 教育方法の基礎的理論と実践を理解している。
3年次	前期	1) 教育実習生として順守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。 2) 学習指導要領及び児童の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実施することができる。
	後期	1) 学習指導要領における特別活動の目標及び主な内容を理解している。 2) 情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。
4年次	前期	1) 探究的な学習の過程及びそれを実現するための具体的な手立てを理解している。 2) 学級担任の役割と職務内容を実地に即して理解している。
	後期	1) 教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。 2) 幼児又は児童との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。

様式第7号ウ

＜こども教育学科＞（認定課程：幼一種免）

（1）各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	1)教職に関する原理的な内容を理解している。 2)子供たちの情報活用能力を育成するための指導法を理解している。
	後期	1)幼児及び児童の心身の発達の概念及び教育における発達理解の意義を理解している。 2)公教育の原理及び理念を理解している。
2年次	前期	1)幼児理解を深めるための教師の基礎的な態度を理解している。 2)育みたい資質・能力と幼児理解に基づいた評価の基礎的な考え方を理解している。
	後期	1)子どもの心の成長と道徳性の発達について理解している。 2)話法・板書など、授業・保育を行う上での基礎的な技術を身につけている。
3年次	前期	1)幼稚園教育要領及び教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身につけている。 2)幼児の認識・思考、動き等を視野に入れた保育の構想の重要性を理解している。
	後期	1)各領域の特性に応じた保育実践の動向を知り、保育構想の向上に取り組むことができる。 2)幼児の体験との関連を考慮しながら情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。
4年次	前期	1)保育に必要な基礎的技術（話法、保育形態・保育展開・環境構成など）を実地に即して身につけることができる。 2)学級担任の役割と職務内容を実地に即して理解している。
	後期	1)教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。 2)幼児又は児童との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。

様式第7号ウ

＜こども教育学科＞（認定課程：特支一種免）

（1）各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	1)教職に関する原理的な内容を理解している。 2)インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
	後期	1)幼児及び児童の心身の発達の概念及び教育における発達理解の意義を理解している。 2)公教育の原理及び理念を理解している。
2年次	前期	1)発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。 2)乳幼児期から青年期の各時期における運動発達、言語発達、認知発達、社会性の発達について、その具体的な内容を理解している。
	後期	1)発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。 2)学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。
3年次	前期	1)知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。 2)教育実習生として順守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。
	後期	1)視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。 2)ICTを活用した授業構築ができる。
4年次	前期	1)特別活動や探究的な学習の過程及びそれを実現するための具体的な手立てを理解している。 2)発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。 3)教育実習生として順守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に特別支援学校教育実習に参加できる。
	後期	1)病弱児、知的障害児、肢体不自由児の心理、生理、病理について理解している。 2)教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。 3)幼児又は児童との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。

様式第7号ウ（教諭）

＜こども教育学科＞（認定課程：幼一種免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
年次	時期	保育内容の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	領域に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
1年次	前期	教育原理	領域のねらい		健康スポーツ科学Ⅰ	
		教職概論			日本国憲法	
		特別支援教育概論			英語Ⅰ	
	後期	教育心理学	環境		健康スポーツ科学Ⅱ	
		学校運営と制度	人間関係		コンピュータリテラシーⅠ	
		教育課程・保育計画	言葉		コンピュータリテラシーⅡ	
					英語Ⅱ	
2年次	前期	環境の指導法				障がいと教育
		人間関係の指導法				
		言葉の指導法				
		領域の指導法				
		道徳教育の理論と方法				
	後期	教育方法論	健康	学級経営論Ⅰ		
		幼児の理解と教育相談	表現			
3年次	前期	健康の指導法				
		表現の指導法				
		幼稚園教育実習Ⅰ		学級経営論Ⅱ		
		幼稚園教育実習事前・事後指導				
	後期	幼稚園教育実習Ⅱ		生活の中のジェンダー		
		幼稚園教育実習事前・事後指導（再掲）				
4年次	前期		こどもの表現（総合劇演習）	ボディパーカッション教育Ⅰ		
				地域と学校		
	後期	保育・教職実践演習（保幼小）		保幼小連携論		
				教育社会学		
				ボディパーカッション教育Ⅱ		
				現代教員論		

様式第7号ウ（教諭）

＜こども教育学科＞（認定課程：小一種免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
年次	時期	各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
1年次	前期	教育原理	音楽教育理論		健康スポーツ科学Ⅰ	
		教職概論	造形の理論		日本国憲法	
		特別支援教育概論			英語Ⅰ	
	後期	教育心理学	社会科教育論		健康スポーツ科学Ⅱ	
		学校運営と制度			コンピュータリテラシーⅠ	
		音楽教育基礎(ピアノ)Ⅰ			コンピュータリテラシーⅡ	
		こどもの造形Ⅰ			英語Ⅱ	
2年次	前期	こどもの理解と教育相談	国語科教育論			障がいと教育
		初等科課程編成論	英語科教育概論			
		道徳教育の理論と方法	算数科教育論			
		社会科指導法	理科教育論			
		音楽教育基礎(ピアノ)Ⅱ	体育			
		こどもの造形Ⅱ				
	後期	児童・生徒の生活と進路指導	家庭科教育論	学級経営論Ⅰ		
		教育方法論				
		国語科指導法				
		英語科指導法				
		算数科指導法				
		理科指導法				
		体育科教育実践法Ⅰ				
3年次	前期	小学校教育実習	生活科教育概論	学級経営論Ⅱ		
		小学校教育実習・事前事後指導				
		家庭科指導法				
	後期	ICTを活用した授業構築				
		生活科指導法				
4年次	前期	総合的な学習の時間		ボディパーカッション教育Ⅰ		
		特別活動指導論				
	後期	保育・教職実践演習(保幼小)		保幼小連携論		
				ボディパーカッション教育Ⅱ		
4年次	後期					

様式第7号ウ（特支）

<こども教育学科>（認定課程：特支一種免）（基礎免許状となる課程：小学校教諭一種免許状）

（2）具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
		基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム			特別支援教諭免許状に関する履修カリキュラム	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期	教育の基礎的理解に関する科目等	教科（領域）に関する専門的事項	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	特別支援教育に関する科目
1年次	前期	教育原理	音楽教育理論		健康スポーツ科学Ⅰ	
		教職概論	造形の理論		日本国憲法	
		特別支援教育概論			英語Ⅰ	
	後期	教育心理学	社会科教育論		健康スポーツ科学Ⅱ	
		学校運営と制度			コンピュータリテラシーⅠ	
		音楽教育基礎（ピアノ）Ⅰ			コンピュータリテラシーⅡ	
		こどもの造形Ⅰ			英語Ⅱ	
2年次	前期	こどもの理解と教育相談	国語科教育論			障がいと教育
		初等科課程編成論	英語科教育概論			
		道德教育の理論と方法	算数科教育論			
		社会科指導法	理科教育論			
			体育			
	後期	児童・生徒の生活と進路指導	家庭科教育論	学級経営論Ⅰ		
		教育方法論				
		国語科指導法				
		英語科指導法				
		算数科指導法				
		理科指導法				
3年次	前期	小学校教育実習	生活科教育概論			知的障害児教育
		小学校教育実習・事前事後指導				肢体不自由児教育
		家庭科指導法				病弱児教育
	後期	ICTを活用した授業構築				知的障害児指導法
		生活科指導法				発達障害児教育総論
						肢体不自由児指導法
4年次	前期	特別活動指導論		ボディパーカッション教育Ⅰ		視覚障害児教育総論
		総合的な学習の時間				聴覚障害児教育総論
		特別支援学校教育実習				
		特別支援学校教育実習・事前事後指導				
	後期	保育・教職実践演習（保幼小）		保幼小連携論		知的障害児の心理・生理・病理
				ボディパーカッション教育Ⅱ		肢体不自由児の心理・生理・病理
						病弱児の心理・生理・病理